

2 高齢者福祉施設

(1) 施設整備の方針

(2) 施設整備の現状

平成 30 年度に有料老人ホーム〔住宅型〕 1 施設（定員 20 人）が新設されました。

■主な高齢者福祉施設の設置等の状況（令和 2 年 3 月末日現在）

	施設等の数	定員等の数
①養護老人ホーム（特定施設）	0	0
②特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）	6	570
③地域密着型特別養護老人ホーム	1	25
④軽費老人ホーム（特定施設）	1	80
⑤ケアハウス（特定施設）	2	140
⑥介護老人保健施設	2	160
⑦有料老人ホーム（特定施設）	6	215
⑧サービス付き高齢者向け住宅（一部、特定施設）	5	190

(3) 施設整備の計画

■老人福祉センターの利用状況

(人)

		H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
延べ利用者数	永寿荘	12,912	11,898	12,488	13,353	11,975	
	南河原荘	7,627	6,666	6,052	6,243	4,846	
1日平均利用者数	永寿荘	53	49	50	55	55	
	南河原荘	32	27	25	26	22	

【取組状況・課題など】

- ・老人福祉センターは、両施設とも施設の老朽化により、修繕費等が増加傾向にある。
- ・引き続き、公共施設マネジメント計画に基づき、施設の在り方について検討していく。

【参考：指定管理料の推移】 ※当初予算ベース

(単位：円)

	永寿荘	南河原荘
H27	26,781,000	12,788,000
H28	25,076,000	12,467,000
H29	25,204,000	12,087,000
H30	25,938,000	12,689,000
R 1	26,545,000	13,208,000
R 2	26,861,000	12,962,000

※平成28年度から令和2年度までの5年間、指定管理者制度により、社会福祉協議会へ委託。

3 高齢者への虐待防止対策等の強化

(1) 高齢者の権利擁護体制の整備

① ふれあい見守り活動の推進（福祉課・高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現状と課題

高齢者等の抱える様々な生活課題に対し、個別の支援へとつなげられるよう、自治会や民生委員など、地域の支援者が中心となり「支えあいマップ」を作成し、見守り活動や実態把握等を行っています。

また、孤立死や虐待等の発生を未然に防止するため、新聞配達や宅配業者等の民間事業者との間で「地域安心ネットワーク協定」を締結し、対象者を複数の目で見守る有機的連携の仕組みを構築しています。

さらに、見守りだけでなく、要援護高齢者を具体的な支援へとつなげられるよう、民生委員や地域包括支援センター相談協力員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係者による「地域支援ネットワーク会議」を開催することにより、情報の共有を図り、多角的・重層的な支え合いの仕組みを整えています。

支えあいマップの作成では、自治会による取組み状況の差異をなくしていくことが課題です。

■ふれあい見守り活動の活動状況

	概要	実績他
平成 29 年度	①支えあいマップの作成・更新作業 ②地域安心ネットワーク協定の締結 ③地域支援ネットワーク会議の開催	①78 自治会で実施 ②2 事業所との間で締結 ③37 回開催
平成 30 年度	①支えあいマップの作成・更新作業 ②地域安心ネットワーク協定の締結 ③地域支援ネットワーク会議の開催	①70 自治会で実施 ②1 事業所との間で締結 ③42 回開催
令和元年度	①支えあいマップの作成・更新作業 ②地域安心ネットワーク協定の締結 ③地域支援ネットワーク会議の開催	①57 自治会で実施 ②未締結 ③17 回開催

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

今後の方向性

社会福祉協議会と連携しながら、引き続き、支えあいマップの更新、協定締結事業所の拡大及び支え合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

【取組状況・課題など】

(高齢者福祉課)

- ・本事業の取組により自治会や企業等の「見守り」の意識は向上してきている。今後も、引き続き、要援護高齢者を具体的な支援へとつなげられるよう、民生委員や地域包括支援センター相談協力員、地域包括支援センター、社会福祉協議会などを中心に連携を図るとともに事業者の協力を要請していく。

(福祉課)

- ・新任自治会長研修などを通じて、支えあいマップづくりの定期的な更新を促すとともに、未実施自治会へ啓発、推進を行っている。
- ・地域安心ネットワーク協定について、今後も締結を推進していく。

(社会福祉協議会)

- ・【取組状況】自治会長、民生委員・児童委員等に働きかけ、住民主体の見守り、支えあいのネットワーク構築の一環として地域住民と協働して取り組んでいる。
- ・【課題】制度、取組みは、ある程度浸透してきているが、活動する人や取り組む地域、自治会が固定されてきている。
- ・【課題】活動に関して、地域差や継続面に課題がありフォローアップが必要である。

② 高齢者虐待対策の推進

現状と課題

虐待事案に対しては迅速かつ的確な対応が求められることから、虐待の早期発見のために必要となる取組みや虐待が発生した場合の通報から高齢者本人や養護者への支援への流れ、関係機関の役割等を明記したマニュアル^{※1}を作成し、本マニュアルに基づいた対応により虐待の早期発見・早期解決を図っています。

また、虐待を未然に防ぐため、高齢者虐待についての正しい知識や認知症への理解、養護者支援等をマニュアルに記載するとともに、行田ケアマネ連絡会、民生委員協議会、公民館等における講演等で周知を行っています。マニュアル^{※1}には、早期発見への取組みや虐待が発生した場合に、通報から高齢者本人や養護者の支援への流れ、関係機関の役割等を明記し、虐待への対応を行っています。

今後の方向性

虐待事例の早期発見・早期対応のためには、市や地域包括支援センター、民生委員だけでなく、地域住民や介護事業者等の協力が不可欠であることから、市や地域包括支援センター等に速やかに相談や通報ができるような体制を整備し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」やマニュアル^{※1}に基づき迅速に対応することで、高齢者の安全確保及び虐待の解決を図ります。

また、必要に応じて老人福祉法による措置を講じるとともに、民法及び老人福祉法の規定に基づき、後見開始の審判の請求を行うなど、適時・適切に対処していきます。

※1 マニュアル 「行田市高齢者虐待対応マニュアル（平成27年3月作成）」

【取組状況・課題など】

医療機関や介護事業者の専門職の他、地域住民の「虐待」への意識が高まってきており、虐待通報の速やかな連絡体制が整備されております。また、警察との連携も密になっており虐待対応へ協力だけでなく相談体制も向上しております。

しかし家族関係の希薄さや8050問題や認知症、精神疾患が原因となっている事例も増加傾向にあり、分離だけでは根本的な解決にならないため、より専門性の高い対応や迅速且つ、幅広い関係機関との連携が必要となっています。

③ 老人福祉法に基づく入所委託の措置

現 状

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護または介護を受けることが困難な老人について、老人福祉法に基づく入所委託の措置を採っています。

今後の方向性

家族関係や人間関係の多様化・希薄化等により、入所委託の措置を採るべき対象者は、潜在的なものも含めて増加していくことが見込まれます。

事例が発生した際には、老人福祉法の主旨に則り、適時・適切に対処していきます。

④ 成年後見制度に関する体制の整備及び啓発の推進

現状と課題

後見開始の審判の請求を円滑に実施できるよう、社会福祉士等の専門職を配置するとともに、その育成・活用を図っています。

また、市民の成年後見制度に関する理解や認識を高められるよう、相談窓口におけるリーフレットの配布や講演会等の開催を行っています。

高齢化の進展や家族形態の変化等に伴い、後見を必要とする高齢者は増加が見込まれることから、それに対応できるだけの体制を常に確保し続けるとともに、市民への啓発をさらに推し進める必要があります。

今後の方向性

老人福祉法の規定に基づき、引き続き、後見等を行うことのできる職員の育成・活用に努めるとともに、リーフレットの配布や講演会の開催等を通じて、さらなる普及・啓発を図ります。

【取組状況・課題など】

社会福祉士を配置し、成年後見に関する体制の確保、支援の確保に努めるとともに、市民への当制度の普及を目的とした成年後見制度や認知症に関する講演会、フォーラムを開催しました。

今後も社会福祉士等の専門職を配置し、支援体制の確保に努めるとともに、市民への周知等も積極的に行っていきます。また、関係部局と調整しつつ、地域連携ネットワークの構築や中核機関の検討等も行い、支援体制の確保に努めていきます。

⑤ 法人後見事業の推進（社会福祉協議会）

現状と課題

認知症等により判断能力の十分でない高齢者等のため、成年後見制度に関する相談や申立て手続き等の相談を受けるとともに、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、当事者の財産の管理や身上保護を行っています。

今後の方向性

高齢化の進展に伴い、後見を必要とする高齢者も増加が見込まれることから、引き続き、法人後見事業を推進していきます。

■法人後見事業の実施状況

(件)

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
相談件数	19	29	15	(25) 25	(30) 18	(35)
受任件数	1	1	2	(2) 2	(3) 4	(3)

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

※（ ）は目標値

【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

- ・【取組状況】H29年度に相談件数が減少しましたが、H30年度には講演会を実施するなど制度の周知に取り組んでいる。
- ・【課題】受任中4件のうち、高齢による申立事件は1件であり、高齢者への制度周知の方法として、広報紙による周知やパンフレットの更新・配布等の取り組みが必要である。

⑥「あんしんサポートねっと」の推進（社会福祉協議会）

現状と課題

社会福祉法による福祉サービス利用援助事業として、判断能力の十分でない高齢者等に対し、福祉サービスを適切に利用できるよう援助するとともに、日常的な金銭管理等を行っています。

個別のサービス利用では問題を解決できない方々を支援できるため、消費者被害や親族等による金銭搾取が見つかる場合や、支払いを巡る事業者との揉め事の解消につながる場合もあるなど、副次的効果も生み出しています。

高齢化等を背景とした対象者の増加に伴う潜在的・顕在的な需要に対し、しっかりと応じられる体制を整えていく必要があります。

今後の方向性

対応する生活支援員の確保・育成を図るとともに、引き続き、支援を必要とする方を適切に把握できるよう努めます。また、利用者の状態変化に応じて成年後見制度へとつなげられるよう、関係機関との連携を図ります。

■あんしんサポートねっとの実績と見込み

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
相談件数(件)	19	16	23	(20) 14	(20) 8	(20)
利用者数(人)	29	36	40	(45) 38	(48) 39	(50)
生活支援員数(人)	4	4	5	(6) 6	(6) 6	(6)

※相談件数は延べ件数

※令和元年度欄は令和元年9月末日現在

※（ ）は見込値

【取組状況・課題など】 ※目標値等に対する進捗状況

- ・【課題】現在、新規利用者が5名と増加傾向にあるが、高齢の利用者も多く、施設入所や死亡が4名あり実質、利用者数は横ばいで推移している。
- ・【課題】利用者の成年後見制度への円滑な移行が課題となっている。